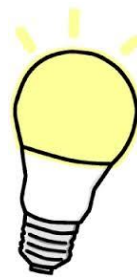


知って！ 得する！！



介護保険外サービス

平成 28 年 1 月 1 日時点の情報です。

松原市地域包括支援センター徳洲会

〒580-0032 松原市天美東 1 丁目 103 番地

電話 072-334-3439 FAX072-334-3454

松原市地域包括支援センター社会福祉協議会

〒580-0043 松原市阿保 1 丁目 1 番 1 号

松原市役所東別館内

電話 072-349-2112 FAX072-335-1294



～介護ベッドはどうしたら借りれるの？～

介護保険を使っの介護用ベッドをレンタルする場合
原則、**要介護2**以上の方が対象となります。

※要支援1、2 要介護1の方でもご本人様の心身の
状態によっては介護保険適応になる場合があります。

介護保険外でレンタルしたい場合は・・・

介護保険を使わない ベッドのレンタル

があります！

費用的には、介護保険適応時とそれほど変わらない
金額でレンタル可能です。

(貸与事業所により金額やサービス内容は異なります。)

こんな方が利用しています。

- ・布団での寝起きがしんどくなってきた方
- ・退院時に、介護保険の認定がまだ下りてない方
- ・腰や膝の痛みが強く、起き上がりが大変な方



～車イスはどうしたら借りれるの？～

介護保険を使っの車イスをレンタルする場合

原則、**要介護2**以上の方が対象となります。

※要支援1、2 要介護1の方でもご本人様の心身の
状態によっては介護保険適応になる場合があります。

介護保険外でレンタルしたい場合は・・・

**介護保険を使わない
車イスのレンタル**

があります！

費用的には、介護保険適応時とそれほど変わらない
金額でレンタル可能です。

(貸与事業所により金額やサービス内容は異なります。)

☆数日程度だけのご使用の場合は、当地域包括でも車イスの
レンタルが可能です。☆

※数に限りがございます。

※包括の事業所まで取りに来ていただき、返却して頂く
必要があります。

